

三重県企業庁経営計画（仮称）中間案に対する意見募集の結果概要について

1 意見募集期間 平成28年12月14日から平成29年1月13日まで

2 意見数 6件

3 意見内容

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する考え方
1	工業用水道事業耐震化	耐震化が必要な箇所の内、現在、何%が完了し、残りをいつまでに完了させるのかわかる様にしてほしい。	記述の修正、追加等反映するもの	成果指標に「浄水場の耐震化率」、「管路の耐震適合率」を設定しており、「第4章2（3）成果指標」の項に、その説明と数値を追記しました。
2	工業用水道事業全般	ユーザーからの供給水量増時等について、迅速に対応出来るなどの取組を入れてほしい。	既に反映しているもの	工業用水の需要拡大は経営基盤の強化に大きな効果があるため、「第4章2（2）イ（ア）的確な水需要の予測」の項に、給水問い合わせなどに対し、迅速かつ的確に対応する旨を記載しています。
3	工業用水道事業耐震化老朽化対策	企業のBCP（事業継続計画）の観点より、耐震化、老朽化対策、安定工事等、極力早期に実施していただきたい。	既に反映しているもの	施設の耐震化や老朽化対策等を早期に実施することは安定供給の観点から重要と考えていますが、これらの投資は料金に影響を及ぼすことから、「第4章2（2）イ（イ）アセットマネジメントによる適正な資産管理」の項に、将来にわたって施設・財政の両面で健全で持続可能な工業用水道を実現するための資産管理を実践する旨を記載しています。 また、計画的に施設の耐震化や老朽化対策等を実施するため、「第4章2（3）成果指標」で耐震化率等を設定しています。
4	工業用水道事業料金制度の最適化	従量制への変換も簡単に進むとは思えず、まずは「契約締結から経過年数が一定以上の事業者には、枠の見直しを認める」「契約枠／実使用料の乖離が大きな事業者に還元する」等のルールを至急検討いただきたい。	既に反映しているもの	実際に使用されている水量と契約水量（基本使用水量）との乖離については問題意識を持っており、今回の計画で新たに「第4章2（2）イ（エ）料金制度の最適化」の項立てを行い、ユーザーとの意見交換を行いながら、健全かつ安定した事業運営を確保したうえでの新しい料金の仕組みについて検討を行う旨を記載しています。

番号	項目	意見の概要	対応	意見に対する考え方
5	工業用水道事業全般	原水側での事故（油流入等）、異常（高濁水、高塩水等）の監視や対応の整備など、工業用水の供給水質の安定化に係る取組を入れてほしい。	反映しないもの	原水（取水河川）の水質を常時監視し、油流出事故や高塩水時等には取水停止を行うなど、供給水質の安定化に努めていますが、伏流水取水をしている事業では浄水処理を行わないため、水質の安定化については記載していません。
6	工業用水道事業内部留保資金	平成 27 年度の工業用水道事業費用約 52 億円に対して、100 億円を超える内部留保金を持つ必要があるのか。これを計画的に取り崩すなどして、契約枠／実使用料の乖離が大きい事業者への還元を検討いただきたい。	反映しないもの	内部留保資金は、大規模災害時の復旧財源等を考慮して一定の額（概ね事業収益の 1 年分）を保有したうえで、施設の耐震化や老朽化対策等の財源として活用していくこととしています。